魚津市告示第62号

都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年5月1日

魚津市長村椿晃

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 地区計画

(名称) 魚津都市計画地区計画

2 都市計画を変更した土地の区域

魚津市駅前新町、上村木一丁目、北鬼江字大沢、北鬼江字中川原、 北鬼江一丁目、吉島字下坪、吉島一丁目、釈迦堂一丁目、新金屋 二丁目の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

魚津市産業建設部都市計画課

(「別紙図面」は省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)